

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成31年
3月1日
(金曜日)

目次

- 規則
山口県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則(環境政策課).....一
- 告示
指定代理納付者の指定(税務課).....二
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課).....三
特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定(環境政策課).....四
生活保護法の規定に基づく施術機関の指定(厚政課).....五
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課).....五
救急病院の認定(医療政策課).....五
特定計量器の定期検査の実施(計量検定所).....六
漁業災害補償法第百五条第一項第二号ロの規定による区域及び区分の設定に関する告示の一部改正(農林水産政策課).....一〇
解除予定保安林(下関市)(森林整備課).....一一
漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意(水産振興課).....一一
道路の区域の変更(道路整備課).....一一
道路の供用の開始(道路整備課).....一一
- 公告
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課).....一二
平成三十一年度前期実施技能検定試験の実施(労働政策課).....一二
平成三十一年度随時実施二級、随時実施三級及び基礎級技能検定試験の実施(労働政策課).....一六
契約の締結(二件)(水産振興課).....一九
- 選管告示
政治団体の名称等.....二〇
政治団体の異動事項.....二〇

解散等に係る政治団体の名称等.....二二
 資金管理団体の名称等.....二二
 政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等.....二二
 不在者投票のできる老人ホームの指定.....二二
 不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示の一部改正.....二二



山口県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四号

山口県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

山口県環境影響評価条例施行規則(平成十一年山口県規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の五の項中

チ 出力が一万キロワット以上である
発電設備の新設を伴う風力発電所の
変更の事業

出力が五千キロワット以上一万キロワット未満である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の事業

を

チ 出力が一万キロワット以上である
発電設備の新設を伴う風力発電所の
変更の事業

出力が五千キロワット以上一万キロワット未満である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の事業

リ 太陽光発電所の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地(以下「太陽光発電所敷地等」という。)の面積が百ヘクタール以上である太陽光発電所の設置の事業

太陽光発電所敷地等の面積が五十ヘクタール以上百ヘクタール未満又は森林(森林法(昭和二十六年法律第百二十四号)第二条第三項に規定する国有林及び民有林(同法第五条第一項の地域森林計画の対象となつてゐるものに限る。)をいう。)の立木竹を伐採する区域(以下「森林

ヌ 太陽光発電所敷地等の面積が百ヘクタール以上増加することとなる太陽光発電所の変更の事業	
太陽光発電所敷地等の面積が五十ヘクタール以上百ヘクタール未満又は森林伐採区域の面積が二十ヘクタール以上増加することとなる太陽光発電所の変更の事業(この項のヌの第三欄に掲げる要件に該当するものを除く。)	伐採区域」という。)の面積が二十ヘクタール以上である太陽光発電所の設置の事業(この項のりの第三欄に掲げる要件に該当するものを除く。)

に改め、

同表の十四の項中「二十ヘクタール」を「五十ヘクタール」に改め、同表の十六の項の第四欄を次のように改める。

ゴルフ場等の設置の事業、ゴルフ場の規模の変更の事業、スポーツ施設の用地の造成の事業、住宅団地の造成事業、流通業務団地の造成事業又は工業団地の造成事業のうちいずれか二以上を併せ実施する一の事業(実施に係る区域の面積が五十ヘクタール以上百ヘクタール未満であるものに限る。)

別表第二中二十六の項を二十七の項とし、十四の項から二十五の項までを一項ずつ繰り下げ、十三の項の次に次のように加える。

十四	別表第一の五の項のり又はヌに該当する対象事業	太陽光発電所敷地等の位置 森林伐採区域の位置	新たに太陽光発電所敷地等となる部分の面積が修正前の太陽光発電所敷地等の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。 新たに森林伐採区域となる部分の面積が修正前の森林伐採区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、八ヘクタール未満であること。
----	------------------------	---------------------------	---

別表第三中二十六の項を二十七の項とし、十四の項から二十五の項までを一項ずつ繰り下げ、十三の項の次に次のように加える。

十四 別表第一の五の項のり又はヌに該当する対象事業	太陽光発電所敷地等の位置 森林伐採区域の位置	新たに太陽光発電所敷地等となる部分の面積が変更前の太陽光発電所敷地等の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。 新たに森林伐採区域となる部分の面積が変更前の森林伐採区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、八ヘクタール未満であること。
------------------------------	---------------------------	---

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年六月一日から施行する。ただし、別表第一の十四の項及び十六の項の第四欄の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に太陽光発電所の設置又は変更の事業で次の各号のいずれかに該当するものについては、改正後の山口県環境影響評価条例施行規則の規定は、適用しない。

- 一 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十八条第一項の規定による届出を行っている事業(次号に掲げる事業を除く。)
- 二 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の二第一項、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項若しくは第五条第一項又は宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第八条第一項本文の許可のうち、当該事業の実施に当たり必要な許可を受けている事業



山口県告示第四十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成三十一年三月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定代理納付者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
ヤフー株式会社
東京都千代田区紀尾井町一番三号
- 二 指定代理納付者に納付させる歳入
自動車税（インターネットを利用して納付されるものに限る。）
- 三 指定の期間
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間

山口県告示第四十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成三十一年三月一日から同月二十二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び岩国市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成三十一年三月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 岩国国際観光ホテル株式会社
住 所 岩国市岩国一丁目一番七号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 岩国国際観光ホテル株式会社別館
所在地 岩国市横山一丁目三番九号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類 六六の三― 口 (二基)	能 力 (m^3 /日)	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	使 用 時 間 間 隔	使 用 の 方 法 一 日 当 た り の 使 用 時 間	変 動 季 節 的 変 動 の 概 要
	〇・七六	平成三二、 四、五	平成三二、 四、二五	平成三一、 四、二六	断 続	三 時 間	変 動 な し

備考 「六六の三―口」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の三の旅館業の用に供する洗濯施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
六六の三口 (二基)	通 常 最 大	浮遊物質量 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m^3)
七	八・六	二〇〇	二
	五・八	二〇〇	二
	大	二五〇	二
	通 常 最 大	四〇	二
	六〇	大	二
	四	最 大	二
	五	大	二
	九〇	大	二

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 ($m^3/日$)	処 理 の 方 式	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	概 季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
し尿処理施設	製鉄筋コンクリート	八六	接触ばっ気	連	二四時間	変動なし	(既)		設

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	項目	水素イオン濃度 (水素指数)	
し尿処理施設	処理前	通 常 最 大	汚水等の一日当たりの量 (m^3)
	処理後	七	
		化学的酸素要求量 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m^3)
		二〇	
		浮遊物質量 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m^3)
		二〇〇	
		動植物油脂類 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m^3)
		二五〇	
		窒素 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m^3)
		一〇	
		リン (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m^3)
		四〇	
		六〇	汚水等の一日当たりの量 (m^3)
		四	
		五	汚水等の一日当たりの量 (m^3)
		七〇	
		八〇	汚水等の一日当たりの量 (m^3)
		八〇	

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
通 常 最 大	八・六	浮遊物質量 (mg/l)	排水水の一日当たりの量 (m^3)
	一八・五	二六・九	
	一八・五	動植物油脂類 (mg/l)	排水水の一日当たりの量 (m^3)
	二六・九	八・九	
	通 常 最 大	窒素 (mg/l)	排水水の一日当たりの量 (m^3)
	三・八	三・七	
	四・七	リン (mg/l)	排水水の一日当たりの量 (m^3)
	六・五	六・五	
	九〇	九〇	排水水の一日当たりの量 (m^3)
	九〇	九〇	

山口県告示第四十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有

害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成三十一年三月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 形質変更時要届出区域
周南市開成町四五四三の一の一部
- 二 特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

山口県告示第五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十一年三月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名	施設名称	所在地	指定年月日
中山 義文	アームズ鍼灸整骨院	山陽小野田市大字植生二〇一九の一〇	平成三〇、一二、二七

山口県告示第五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十一年三月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名又は名称	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社オグ	周南市桜馬場通二丁目八	居宅介護管理指導	平成三〇、九、一
松本 大介	松下歯科医院	居宅介護	平成三〇、一二、二七

社会福祉法人うちうみ会
熊毛郡平生町大字曾根一〇一二六の二
寿海苑外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所
熊毛郡平生町大字曾根一〇一二六の二
特定施設入居者生活介護
平成三一、二、二〇

山口県告示第五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十一年三月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名又は名称	住所又は主たる事務所	介護予防事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社オグ	周南市桜馬場通二丁目八	石が口薬局	介護予防居宅療養管理指導	平成三〇、九、一
松本 大介	松下歯科医院	周南市桜木一丁目七番四号	介護予防施設入居者生活介護事業所	平成三一、一二、二〇
社会福祉法人うちうみ会	熊毛郡平生町大字曾根一〇一二六の二	寿海苑外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所	介護予防施設入居者生活介護	平成三一、一二、二〇

山口県告示第五十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成三十一年三月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

名称	所在地	認定が効力を有する期限
医療法人陽光会光中央病院	光市島田二丁目二番一六号	平成三四、三、三一

山口県告示第五十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項各号に掲げる特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成三十一年三月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域	二 検査の期日、場所等	三 時間	四 場所
防府市	平成三一、四、一五	午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時三〇分まで	防府市佐波公民館
防府市	一六	午前一〇時から正午まで	防府市宮市福祉センター
防府市	一七	午後一時三〇分から午後三時まで	防府市小野公民館
防府市	一八	午前一〇時から午前一一時三〇分まで	防府市大字富海一二五八の一い富海支所
防府市	一九	午後一時三〇分から午後二時三〇分まで	防府市野島漁村センター
防府市	二〇	午前一〇時から午前一一時三〇分まで	防府市向島公民館
防府市	二一	午後一時から午後三時三〇分まで	防府市新田学習等供用会館
防府市	二二	午前一〇時から午前一一時三〇分まで	防府市右田公民館
防府市	二三	午後一時から午後三時三〇分まで	防府市公設青果物地方卸売市場
防府市	二四	午前九時三〇分から午前一一時三〇分まで	防府市大字台道三五八六農セセンター
防府市	二五	午後一時から午後三時三〇分まで	防府市中関公民館

〃 〃 二四 午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時三〇分まで 防府市佐波公民館

平成三十一年四月二十五日から同年六月二十八日まで、山口県計量検定所において実施する。

三 所在場所における定期検査の期間

平成三十一年五月八日から同年六月二十八日まで

四 指定定期検査機関の名称

一般社団法人山口県計量協会

一 区域	二 検査の期日、場所等	三 時間	四 場所
大島郡	平成三一、五、九	午前一一時から正午まで	周防大島町役場日良居庁舎
大島郡	〃 〃 〃	午後一時三〇分から午後二時まで	大島郡周防大島町大字油宇八一の油宇公民館
大島郡	〃 〃 〃	午後二時三〇分から午後三時まで	周防大島町役場和田出張所
大島郡	〃 〃 〃	午前一一時から正午まで	周防大島町東和総合センター
大島郡	〃 〃 〃	午後一時から午後一時三〇分まで	周防大島町役場油田出張所
大島郡	〃 〃 〃	午後二時三〇分から午後三時まで	大島郡周防大島町大字西方一九五八の六二
大島郡	〃 〃 〃	午前一一時から正午まで	周防大島町商工会東和支所
大島郡	〃 〃 〃	午後一時三〇分から午後二時まで	大島郡周防大島町大字沖家室島四八一
大島郡	〃 〃 〃	午前一一時から午後一時三〇分まで	旧沖家室小学校
大島郡	〃 〃 〃	午後一時から午後一時三〇分まで	大島郡周防大島町大字地家室二二六の三
大島郡	〃 〃 〃	午後二時から午後三時まで	佐連会館
大島郡	〃 〃 〃	午後二時から午後三時まで	周防大島町役場白木出張所
大島郡	〃 〃 〃	午前一一時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	周防大島町大島文化センター
大島郡	〃 〃 〃	午前一一時から正午まで	蒲野農村環境改善センター
大島郡	〃 〃 〃	午後一時三〇分から午後三時まで	沖浦農村環境改善センター

一般社団法人山口県計量協会

一 区域 柳井市
 二 検査の期日、場所等

期	日	時	間	場	所
平成三一、	七、一	午前一〇時三〇分	から	午前	柳井市柳東文化会館
		一時三〇分	まで		
		午後一時	から	午後三時	柳井市役所大畠出張所
		午前一〇時	から	午前一時	柳井市役所伊陸出張所
		三〇分	まで		
		午前一時	から	正午	柳井市役所日積出張所
		午後一時三〇分	から	午後三時	柳井市役所新庄出張所
		時	まで		
		午前一〇時三〇分	から	午前	柳井市役所余田出張所
		一時三〇分	まで		
		午後一時	から	午後二時三〇分	柳井市役所伊保庄出張所
		分	まで		
		午前一時	から	午前二時	柳井市役所阿月出張所
		三〇分	まで		
		午後一時	から	午後四時三〇分	アクティブやない
		分	まで		
		午前一〇時三〇分	から	午前	柳井市役所平郡出張所
		一時三〇分	まで		
		午後一時	から	午後二時	柳井市役所平郡出張所西平郡連絡所
		三時	まで		
		午前一〇時三〇分	から	正午	柳井市役所
		午後一時	から	午後三時	

平成三十一年七月九日から同年九月三十日までは、山口県計量検定所において実施する。

三 所在場所における定期検査の期間

平成三十一年七月三日から同月三十一日まで

四 指定定期検査機関の名称

一般社団法人山口県計量協会

一 区域 玖珂郡

二 検査の期日、場所等

期 日 時 間 場 所

平成三一、 七、一八 午後一時から午後二時三〇分まで 和木町体育センター

平成三十一年七月十九日から同年九月三十日までは、山口県計量検定所において実施する。

三 所在場所における定期検査の期間

平成三十一年八月一日から同月三十日まで

四 指定定期検査機関の名称

一般社団法人山口県計量協会

一 区域 光市

二 検査の期日、場所等

期	日	時	間	場	所
平成三一、	八、一九	午前一〇時三〇分	から	正午	光市役所
		午後一時	から	午後三時	
		三時	まで		
		午前一〇時	から	午前一時	光市立塩田コミュニティセン
		三〇分	まで		
		午後一時	から	正午	光市立三島コミュニティセン
		午後三時	まで		
		午前一〇時三〇分	から	正午	ナイスクエアまほろば
		午後一時	から	午後二時	光市立周防コミュニティセン
		三時	まで		
		午後二時三〇分	から	午後三時	光市立浅江コミュニティセン
		三時	まで		
		午前一〇時三〇分	から	正午	光市立室積コミュニティセン
		午後一時	から	午後三時	

平成三十一年八月二十六日から同年十月三十一日までは、山口県計量検定所において実施する。

三 所在場所における定期検査の期間

平成三十一年十月二日から同年十二月十八日まで

四 指定定期検査機関の名称

一般社団法人山口県計量協会

一 区域 玖珂郡

二 検査の期日、場所等

〔安下庄区域
（山口県漁業協同組合の地区のうち周防
大島町大字西安下庄及び大字東安下庄
の地域）〕

〔安下庄区域
（山口県漁業協同組合の地区のうち周防
大島町大字西安下庄及び大字東安下庄
の地域）〕

改める。

山口県告示第五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成三十一年三月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除予定保安林の所在場所

下関市豊北町大字神田上字惣崎八八五一の一・八八五二の一・八八七六の一・字岩戸八九五五の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第五十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めた。

平成三十一年三月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

牛島加入区

を

に

山口県告示第五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十一年三月一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道

路線名 長門油谷線

道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
長門市油谷後畑字田代二四八の三地 先から 同市油谷後畑字是近一二二八八の三 地先まで	新	最狭 最広 二八・二	二七六・九	
	旧	最狭 最広 一八・一	二七六・九	

山口県告示第五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年三月一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 長門油谷線 同市油谷後畑 同市油谷後畑 同字二二六地先まで	長門市油谷後畑字田代二四八の三地先から 同字二二六地先まで	平成三十一年三月 二日



(四五) 大規模小売店舗舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年十月九日山口県公告(二二五)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十一年三月一日から同年四月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十一年三月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープいずみ店
所在地 山口市泉町一五〇の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四六) 大規模小売店舗舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年十月九日山口県公告(二二六)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十一年三月一日から同年四月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十一年三月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープいずみ店
所在地 山口市泉町一五〇の一
二 意見の概要
騒音の発生に係る事項等について配慮を求める。

(四七) 平成三十一年度前期実施技能検定試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第四十四条第一項の規定により、平成三十一年度前期実施技能検定試験を次のとおり実施します。

平成三十一年三月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 技能検定の実施職種及び試験の方法

(一) 実施職種

技能検定は、次の1の表から3の表までの上欄に掲げる職種で、それぞれこれらの表の下欄に掲げる試験科目に係るものについて実施する。

1 一級及び二級の技能検定

職種	試験科目
園芸装飾 室内園芸装飾	造園工事
造園	造園工事
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造
金属熱処理	一般熱処理 浸炭・浸炭窒化・窒化処理 高周波・炎熱処理 普通旋盤 数値制御旋盤 フライス盤 数値制御フライス盤 ボール盤 平面研削盤 円筒研削盤 ホブ盤 マシンングセンタ
機械加工	

石材 加工	プラスチック 成形	印刷	建具 製作	家具 製作	婦人子供 服製作	建設機械 整備	鉄道車両 製造・整備	産業車両 整備	電気機器 組立て	電子機器 組立て	ダイカスト	切削工具 研削	仕上げ	工場 板金	建築 板金	鉄工	金属プレス 加工	放電 加工
石張り	射出成形	オフセット 印刷	木製建具 手加工	家具手加工	婦人子供 注文服製作	建設機械 整備	内部装 配管装 電気装	産業車両 整備	配電盤・ 制御盤組 立て	電子機器 組立て	コールド チャンバ ダイカス ト	工作機械 用切削工 具研削	金型仕上 げ 機械組立 仕上げ	曲げ板金 打出し板 金	内外装 板金 ダクト板 金	製缶 構造物鉄 工	金属プレ ス	数値制御 彫り放電 加工 ワイヤ放 電加工

機械 加工	金属 熱処 理	造園	園芸 装飾	職 種	2 三級の 技能検 定	フラ ワー ー装 飾	広 告美 術仕 上げ	塗 装	表 装	サ ッ シ 施 工	熱 絶 縁 施 工	内 装 仕 上 げ 施 工	防 水 施 工	畳 製 作	タ イ ル 張 り	左 官	と び
数値制御 旋盤 フライス 盤	一般熱 処理 浸炭・ 炭素化 ・窒化 処理 高周波 ・炎熱 処理	造園工 事	室内園 芸装飾	試 験 科 目		フラ ワー ー装 飾	広 告面 粘着 シート 仕上 げ	建築塗 装 金属塗 装	表装 装	ビル用 サッシ 施工	保温保 冷工事	鋼製下 地工事 ボード 仕上工 事 化粧フ ィルム 工事	ウレタ ン系 樹脂 系 防水 工事 シリ コン 系 防水 工事 改質 アス ファ ルト シー ト 常 温 粘 着 工 法 防 水 工 事 FRP 防 水 工 事	畳製 作	タイル 張り	左 官	と び

産 業 洗 浄	路面標示施工	高圧洗浄	溶融ペイントハンドマーカ―工事	3 単一等級の技能検定	フラワー装飾	金属塗装	化学分析	左官	とび	建築大工	電子機器組立て	機械検査	仕上	工場板金	平面研削盤 マシンングセンタ
	職 種		試 験 科 目												

- (一) 試験の方法
- (一) 試験の期日
- (一) 実技試験
- 平成三十一年六月七日(金曜日)から同年九月十日(火曜日)までの間において山口県職業能力開発協会が指定する日
- (二) 学科試験
- 1 一級及び二級の技能検定

職 種	実施 期 日
造園 金属熱処理 金属プレス加工 産業車両整備 プラスチック成形 とび 防水施工 サッシ施工 塗装	平成三十一年八月二十五日(日曜日)
機械加工 鉄工 ダイカスト 電子機器組立て 建設機械整備 婦人子供服製造 家具製作 建具製作 印刷 左官 畳製作 内装仕上げ 施工 広告美術仕上げ	平成三十一年九月一日(日曜日)
園芸装飾 鋳造 放電加工 建築板金 工場板金 仕上げ 切削工 具研削 電気機器組立て 鉄道車両製造・整備 石材施工 タイル張り 熱絶縁施工 表装 フラワー装飾	平成三十一年九月八日(日曜日)

2 三級の技能検定

職 種	実施 期 日
園芸装飾 造園 機械加工 工場板金 仕上げ 機械検査 電子機器組立て 建築大工 とび 左官 化学分析 塗装 フラワー装飾	平成三十一年七月十四日(日曜日)
金属熱処理	平成三十一年八月二十五日(日曜日)

3 単一等級の技能検定

職 種	実施 期 日
産業洗浄	平成三十一年八月二十五日(日曜日)
路面標示施工	平成三十一年九月八日(日曜日)

- 三 試験の場所
- 山口県職業能力開発協会が指定する場所
- 四 受検資格
- (一) 一級の技能検定にあつては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。)第六十四条の二に規定する者であること。
- (二) 二級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者であること。
- (三) 三級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者であること。

職	種	手数料
園芸装飾 造園 鑄造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 仕上げ 切削工具研削 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 産業車両整備 鉄道車両製造・整備 建設機械整備 家具製作 建築具製作 印刷 プラスチック成形 石材施工 とび 左官 タイル張り 豊製作 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 塗装 塗装 広告美術仕上げ フラワー装飾	園芸装飾 造園 鑄造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 仕上げ 切削工具研削 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 産業車両整備 鉄道車両製造・整備 建設機械整備 家具製作 建築具製作 印刷 プラスチック成形 石材施工 とび 左官 タイル張り 豊製作 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 塗装 塗装 広告美術仕上げ フラワー装飾	二万四千九百円 二千七千九百円

2 二級の技能検定（受検者が平成三十一年四月一日現在において三十五歳未満の者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。以下同じ。）である場合）

- (四) 単一等級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定する者であること。
- 五 受検申請書の受付期間
平成三十一年四月三日（水曜日）から同月十六日（火曜日）まで（郵送の場合は、四月十六日までの消印のあるものは、有効とする。）
- 六 受検申請書等の提出先
山口市旭通り二丁目九番一九号山口建設ビル三階（郵便番号七五三ー〇〇五一）
- 七 提出書類
- 八 受検手数料
受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。
- (一) 学科試験にあつては、三千百円
- (二) 実技試験にあつては、次の1の表から8の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額
- 1 一級の技能検定

職	種	手数料
園芸装飾 造園 鑄造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 仕上げ 切削工具研削 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 産業車両整備 鉄道車両製造・整備 建設機械整備 家具製作 建築具製作 印刷 プラスチック成形 石材施工 とび 左官 タイル張り 豊製作 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 塗装 塗装 広告美術仕上げ フラワー装飾	園芸装飾 造園 鑄造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 仕上げ 切削工具研削 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 産業車両整備 鉄道車両製造・整備 建設機械整備 家具製作 建築具製作 印刷 プラスチック成形 石材施工 とび 左官 タイル張り 豊製作 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 塗装 塗装 広告美術仕上げ フラワー装飾	二千九百円

5 三級の技能検定（受検者が在校生であり、平成三十一年四月一日現在において三十五歳以上の者である場合）

6 三級の技能検定（受検者が在校生でなく、平成三十一年四月一日現在において三十五歳未満の者である場合）

4 三級の技能検定（受検者が在校生であり、平成三十一年四月一日現在において三十五歳未満の者である場合）

職	種	手数料
園芸装飾 造園 鑄造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 仕上げ 切削工具研削 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 産業車両整備 鉄道車両製造・整備 建設機械整備 家具製作 建築具製作 印刷 プラスチック成形 石材施工 とび 左官 タイル張り 豊製作 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 塗装 塗装 広告美術仕上げ フラワー装飾	園芸装飾 造園 鑄造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 仕上げ 切削工具研削 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 産業車両整備 鉄道車両製造・整備 建設機械整備 家具製作 建築具製作 印刷 プラスチック成形 石材施工 とび 左官 タイル張り 豊製作 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 塗装 塗装 広告美術仕上げ フラワー装飾	五千円 六千円

職	種	手数料
園芸装飾 造園 鑄造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 仕上げ 切削工具研削 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 産業車両整備 鉄道車両製造・整備 建設機械整備 家具製作 建築具製作 印刷 プラスチック成形 石材施工 とび 左官 タイル張り 豊製作 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 塗装 塗装 広告美術仕上げ フラワー装飾	園芸装飾 造園 鑄造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 仕上げ 切削工具研削 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 産業車両整備 鉄道車両製造・整備 建設機械整備 家具製作 建築具製作 印刷 プラスチック成形 石材施工 とび 左官 タイル張り 豊製作 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 塗装 塗装 広告美術仕上げ フラワー装飾	八千九百円

3 二級の技能検定（受検者が平成三十一年四月一日現在において三十五歳以上の者である場合）

職	種	手数料
園芸装飾 造園 鑄造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 仕上げ 切削工具研削 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 産業車両整備 鉄道車両製造・整備 建設機械整備 家具製作 建築具製作 印刷 プラスチック成形 石材施工 とび 左官 タイル張り 豊製作 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 塗装 塗装 広告美術仕上げ フラワー装飾	園芸装飾 造園 鑄造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 仕上げ 切削工具研削 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 産業車両整備 鉄道車両製造・整備 建設機械整備 家具製作 建築具製作 印刷 プラスチック成形 石材施工 とび 左官 タイル張り 豊製作 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 塗装 塗装 広告美術仕上げ フラワー装飾	一万四千九百円

機械検査	五千九百円
園芸装飾 造園 金属熱処理 機械加工 工場板金 仕上げ 電子機器組立て	八千九百円
建築大工 とび 左官 化学分析 塗装 フラワー装飾	

7 三級の技能検定（受検者が在校生でなく、平成三十一年四月一日現在において三十五歳以上の者である場合）

職	種	手数料
機械検査		一万四千九百円
園芸装飾 造園 金属熱処理 機械加工 工場板金 仕上げ 電子機器組立て		一万七千九百円
建築大工 とび 左官 化学分析 塗装 フラワー装飾		

8 単一等級の技能検定

職	種	手数料
路面標示施工 産業洗浄		一万七千九百円

九 問題の公表

実技試験の問題は、平成三十一年五月三十一日（金曜日）に山口県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

十 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、三級の技能検定（金属熱処理に係るものを除く。）にあつては平成三十一年八月三十日（金曜日）、その他の技能検定にあつては同年十月四日（金曜日）とし、合格者の受検番号を山口県庁エントランスホール内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他

(一) 受検案内、受検申請書等の請求は、山口県職業能力開発協会、市役所、町役場、公共職業安定所、高等産業技術学校、山口職業能力開発促進センター又は防府地域職業訓練センターにすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口

県職業能力開発協会にすること。
(二) 技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会（電話〇八三一九二二一八六四六）にすること。

(四八) 平成三十一年度随時実施二級、随時実施三級及び基礎級技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十四条第一項の規定により、平成三十一年度随時実施二級、随時実施三級及び基礎級技能検定試験を次のとおり実施します。

平成三十一年三月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 技能検定の実施職種及び試験の方法

(一) 実施職種

1 随時実施二級の技能検定

随時実施二級の技能検定は、次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るものについて実施する。

職 種	試 験 科 目
鑄 造	鑄鉄鑄物鑄造
機 械 加 工	普通旋盤 数値制御旋盤 フライス盤
金 属 プ レ ス 加 工	金属プレス
鉄 工	構造物鉄工
機 械 検 査	機械検査
電 子 機 器 組 立 て	電子機器組立て
電 気 機 器 組 立 て	配電盤・制御盤組立て
婦 人 子 供 服 製 造	婦人子供既製服縫製

仕 上 げ	め つ き	工 場 板 金	建 築 板 金	鉄 工	金 属 プ レ ス 加 工	機 械 加 工	鑄 造	職 種	2 随 時 実 施 三 級 の 技 能 検 定 は、 次 の 表 の 上 欄 に 掲 げ る 職 種 で、 そ れ ぞ れ 同 表 の 下 欄 に 掲 げ る 試 験 科 目 に 係 る も の に つ い て 実 施 す る。	塗 装	鉄 筋 施 工	型 枠 施 工	左 官	と び と び	建 築 大 工 事	家 具 製 作
機 械 組 立 仕 上 げ	治 工 具 仕 上 げ	電 気 め つ き	機 械 板 金	内 外 装 板 金 ダ ク ト 板 金	構 造 物 鉄 工	金 属 プ レ ス	非 鉄 金 属 鑄 物 鑄 造 普 通 旋 盤 数 値 制 御 旋 盤 フ ラ イ ス 盤 マ シ ニ ン グ セ ン タ	試 験 科 目	鑄 鉄 鑄 物 鑄 造 非 鉄 金 属 鑄 物 鑄 造	建 築 塗 装 金 属 塗 装	鉄 筋 組 立 て	型 枠 工 事	左 官	大 工 工 事	家 具 手 加 工	

鉄 筋 施 工	型 枠 施 工	配 管	タ イ ル 張 り	左 官	と び と び	建 築 大 工 事	水 産 練 り 製 品 製 造	ハ ム・ソ ーセ ー ジ・ベ ー コ ン 製 造	パ ン 製 造	プ ラ ス チ ッ ク 成 形	印 刷	紙 器・ 段 ボ ー ル 箱 製 造	家 具 製 作	婦 人 子 供 服 製 造	冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工	電 気 機 器 組 立 て	電 子 機 器 組 立 て	機 械 検 査
鉄 筋 組 立 て	型 枠 工 事	建 築 配 管 プ ラ ン ト 配 管	タ イ ル 張 り	左 官	と び と び	大 工 工 事	か ま ほ こ 製 品 製 造	ハ ム・ソ ーセ ー ジ・ベ ー コ ン 製 造	パ ン 製 造	圧 縮 成 形 射 出 成 形 ブ ロ ー 成 形	オ フ セ ッ ト 印 刷	印 刷 箱 打 抜 き	家 具 手 加 工	婦 人 子 供 既 製 服 縫 製	冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工	変 圧 器 組 立 て 配 電 盤 ・ 制 御 盤 組 立 て	電 子 機 器 組 立 て	機 械 検 査

工 業 包 装	工 装	サ ッ シ 施 工	熱 絶 縁 施 工	内 装 仕 上 げ 施 工	防 水 施 工	コ ン ク リ ー ト 圧 送 施 工
工業包装	建築塗装 金属塗装 噴霧塗装	ビル用サッシ施工	保温保冷工事	ボード仕上げ工事	シーリング防水工事	コンクリート圧送工事

3 基礎級の技能検定

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

(二) 試験の方法

(一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。

二 試験の期日

山口県職業能力開発協会が指定する日

三 試験の場所

山口県職業能力開発協会が指定する場所

四 受検資格

(一) 随時実施二級の技能検定

受検しようとする職種に係る随時実施三級技能検定に合格した者であること。

(二) 随時実施三級の技能検定

受検しようとする職種に係る基礎級技能検定に合格した者であること。
(二) 基礎級の技能検定
法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十四条の五に規定する者であること。

五 受検申請書の受付

随時受け付ける。

六 受検申請書の提出先

山口市旭通り二丁目九番一九号山口建設ビル三階（郵便番号七五三〇〇五二）

七 提出書類

(一) 随時実施二級の技能検定

受検申請書及び随時実施三級技能検定の合格証書の写し

(二) 随時実施三級の技能検定

受検申請書及び基礎級技能検定の合格証書の写し

(三) 基礎級の技能検定

受検申請書

八 受検手数料

受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。

(一) 学科試験にあつては、三千百円

(二) 実技試験にあつては、次の1の表から4の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額

1 随時実施二級の技能検定

職 種	手 数 料
機械検査 婦人子供服製造	手 数 料
機械検査 婦人子供服製造	二万四千九百円
鑄造 機械加工 金属プレス加工 鉄工 電子機器組立て 電気機器組立て 家具製作 建築大工 とび 左官 型枠施工 鉄筋施工 塗装	二万七千九百円
2 随時実施三級の技能検定（受検者が在校生である場合）	
機械検査 婦人子供服製造	五千円

3 随時実施三級の技能検定(受検者が在校生でない場合) 鑄造機械加工 金属プレス加工 木工 建築板金 工場板金 めっき 仕上げ 電子機器組立て 電気機器組立て 冷凍空気調和機器施工 家具製作 紙器・ 段ボール箱製造 印刷 プラスチック成形 パン製造 ハム・ソーセージ・ベー コン製造 水産練り製品製造 建築大工 形とび 左官 タイル張り 配管 型枠 施工 鉄筋施工 塗装 工業包装 施工 サッシ施工 塗装 工業包装	手 数 料 六千円
---	------------------------

職 種 機械検査 婦人子供服製造 職 種 鑄造 機械加工 金属プレス加工 木工 建築板金 工場板金 めっき 仕上げ 電子機器組立て 電気機器組立て 冷凍空気調和機器施工 家具製作 紙器・ コン製造 水産練り製品製造 建築大工 形とび 左官 タイル張り 配管 型枠 施工 鉄筋施工 塗装 工業包装 施工 サッシ施工 塗装 工業包装	手 数 料 一万四千九百円
---	----------------------------

4 基礎級の技能検定 職 種 機械検査 婦人子供服製造 職 種 さく井 鑄造 鍛造 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 めっき アルミニウム陽極酸化処理 仕上げ 電子機器組立て 電 気機器組立て プリント配線板製造 冷凍空気調和機器施工 家具製作 建 築大工 形とび 左官 タイル張り 配管 型枠 製造 紳士服製造 寝具製作 帆布製品製造 布はく縫製 強化プラスチック製 紙器・段ボール箱製造 印刷 製本 プラスチック成形 強化プラスチック製 建築大工 かわらぶきとび 左官 築炉 タイル張り 配管 型枠 筋施工 ウェルポイント施工 表装 塗装 工業包装 シ施工	手 数 料 一万四千九百円
---	----------------------------

九 問題の通知
 実技試験の問題は、山口県職業能力開発協会があらかじめ受検申請者宛て通知す
 る。

十 合格者の発表等
 (一) 合格者の発表日等については、試験当日に通知する。
 (二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得
 点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその
 旨を知事に申し出ること。

十一 その他

(一) 受検申請書の請求は、山口県職業能力開発協会にすること。郵便で請求する場合
 は、封筒の表に「随時実施二級技能検定試験」、「随時実施三級技能検定試験」又
 は「基礎級技能検定試験」と朱書し、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用
 封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。
 (二) 随時実施二級、随時実施三級及び基礎級技能検定試験についての問合せは、山口
 県職業能力開発協会(電話〇八三一九二二―八六四六)にすること。

(四九) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成三十一年三月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

農林水産部水産振興課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る特定役務の名称及び数量

漁業取締船きらかぜの中間検査業務(船体部) 一式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成三十一年一月八日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

サンセイ株式会社 大阪市淀川区西宮原二丁目六番二号

六 契約金額

三千四百三十四万四千元

七 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一項第八号に

該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣 政

(五〇) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成三十一年三月一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
農林水産部水産振興課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量
漁業取締船きらかぜの中間検査業務(機関部) 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成三十年十二月二十一日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
富永物産株式会社 東京都中央区日本橋本町三丁目六番二号
- 六 落札金額
二千六十万円
- 七 入札公告日
平成三十年十一月九日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
 - (二) 調達方法
購入等
 - (三) 落札方式
最低価格



山口県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十一年三月一日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出年月日)
税理士による高村正天後援会	松田 明	合田 賢治	周南市城ヶ丘2丁目/番37号		平成30、5、8
藤本博途後援会	藤本 博途	高重 敏之	岩国市平田/丁目27番9号		4、13
山口維新の会	竹中 一郎	諏訪 修三	山口市大内千坊2丁目16番5号		5、1

山口県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成三十一年三月一日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考 (異動年月日)
			新	旧	
国民民主党山口県総支部連合会	西嶋 裕作	名称	国民民主党山口県総支部連合会	民進党山口県総支部連合会	平成30、5、17
国民民主党山口県第1区総支部	〃	〃	国民民主党山口県第1区総支部	民進党山口県第1区総支部	〃 22
国民民主党山口県第3区総支部	〃	〃	国民民主党山口県第3区総支部	民進党山口県第3区総支部	〃 17
国民民主党山口県第2区総支部	秋野 哲範	代表者	秋野 哲範	西嶋 裕作	〃 〃
国民民主党山口県第4区総支部	酒本 哲也	名称	国民民主党山口県第4区総支部	民進党山口県第4区総支部	〃 22
			代表者	酒本 哲也	
いしはら真後援会	藤本 浩	〃	代表者	藤本 浩	〃 12
			代表者	藤本 浩	

岸田ようすけ後援会	早稲田 勝	〃	早稲田 勝	飯田 健	〃	9
みやもとてるみ後援会	伊藤 訓也	名	みやもとてるみ後援会	みやもと照美後援会	〃	/
		代表者	伊藤 訓也	中村 義則		
事務所			防府市大字江泊/816の16	防府市大字新田/038		

山口県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十一年三月一日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
小林正史後援会	小林 正史	岡崎 智	萩市大字椿東3/800/10	平成30、5、31
俊光会	高杉 敏也	高杉 豊子	山口市古熊/丁目6番//号	〃 3、10
青龍会	〃	〃	萩島5丁目//番33号	〃 〃 〃
萩島雄後援会	萩 島雄	久保 隆	萩市大字須佐4/200/2	〃 4、30
山口県維新の会	高杉 敏也	高杉 豊子	山口市萩島5丁目//番33号	〃 3、10

山口県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十一年三月一日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金名称	管理団体の名称	代表者の氏名	備考（指年月日）
酒本 哲也	下関市議会議員	さかもと哲也後援会	下関市上田中町4丁目/番6号	酒本 哲也	平成30、5、12
藤本 博途	岩国市議会議員	藤本博途後援会	岩国市平田/丁目27番9号	藤本 博途	〃 4、/

山口県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十一年三月一日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	備考（資金管理団体でなくなった年月日）
浅本 輝明	浅本てるあき後援会	平成30、1、25

山口県選挙管理委員会告示第十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

平成三十一年三月一日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日
 かわ村高齢者住宅三丁目 宇部市大字川上七二〇の九 平成三二、二、一八

山口県選挙管理委員会告示第十六号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第二十八号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月一日

山口県選挙管理委員会委員長

田中一郎

「養護老人ホーム宇部市博愛園 宇部市中村二丁目七番一七号

昭和三八、一二、一六

「社会福祉法人光栄会特別養護老人ホーム日の山園」

昭和四三、四、一五

「社会福祉法人光栄会特別養護老人ホーム日の山園」

昭和四三、四、一五

改める。

に

を

平成三十一年三月一日印刷

発行人所

山口県知事